

第5部 子どもの支援について

シロイルカ



1. 子どもの生活を支えたい

(1) 入院中の教育・復学

島根県の一部の拠点病院には、病気やけがで長期入院を必要とする小・中学生が、入院治療中で学校教育が受けられるように院内学級が設けられています。在籍する学校から転校する必要がありますので、主治医・看護師だけでなく担任教諭や院内学級教師へ相談する必要があります。

医療スタッフ、院内学級の教師と、もとの学校の担任教師、養護教諭等と連携・調整を図りながら、本人のからだの状態や学習の状況をもとに、本人と一緒に復学の準備を進めます。

(2) 医療的ケアの必要な子どもの支援

医療的なケアの必要な子どもたちが、在宅で安心して療養生活を送るために、入院中の医療機関スタッフ（医療ソーシャルワーカー・看護師等）が、居住地の保健所保健師、市町村保健師、訪問看護師等と連携を図ります。

(3) 入院中のきょうだい支援

・一時預かり保育

一時的に家庭保育が困難な場合及び保護者の育児に伴う負担解消のため、認可保育所にて実施されています。

※実施保育園で、直接申し込みが必要です。

・ファミリーサポートセンター

子どもを預けたい人と預かる人をあらかじめ登録しておき、子どもの面倒を見ることができない時に、一時的に子どもを預かってくれる人を紹介するところです。

申し込み、問い合わせは各ファミリーサポートセンター（P60）

・その他

様々な状況で、調整が難しい場合には、医療ソーシャルワーカーにご相談ください。

2. 子ども向けの制度を知りたい

(1) 小児慢性特定疾患疾病治療研究事業

小児の慢性疾患のうち、特定の疾患について医療の確立と普及を図ること及び患者家族の経済的負担軽減を目的として実施されています。

対象となる人：白血病等の悪性新生物等の疾患に罹患している島根県内に住所を有する18歳未満の児童。また、18歳未満で対象になれば、引き続き20歳までの間対象となります。各疾患についてそれぞれ認定基準があります。

◎お問合せ先：管轄の保健所（松江市在住の方は松江市役所）（P61）

(2) 乳幼児等医療費助成制度

島根県では、小学校就学前の乳幼児の入通院、就学後から20歳未満までの児童等の慢性呼吸器疾患等11疾患群による入院を対象に医療費の公費負担助成を受けることができます。

	対 象	入 院	通 院	薬局等 （※1）
(1)	0歳から小学校就学前児の入通院（所得制限なし）	2,000円 （月額）	1,000円 （月額）	0円
(2)	就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院（所得制限あり）※がんも含まれます	15,000円 （月額）	対象外	対象外

※1 薬局等とは、薬局・柔道整復施術所・治療用装具製作所・訪問看護ステーションのことです。

○手続について

- ・0歳から小学校就学前に該当する方は、各市町村から「乳幼児等医療費受給資格者証」の交付を受け、支払いの際に医療機関等の窓口にて提示してください。
- ・就学後20歳未満に該当する方は、直接市町村から助成を受けることとなりますので申請方法を各市町村でご確認ください。

◎市町村からさらに助成を受けることができる場合がありますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

◎お問合せ先：各市町村の担当課

(3) 特別児童扶養手当

一定の障害の状態にある20歳未満の児童を養育する父または母、もしくは実際の養育者に対する手当です。

◎お問合せ先：各市町村の担当課

(4) 障がい児福祉手当

重度の障害をもつため日常生活に常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に対する手当です。所得制限があります。入院中の受給（申請）可否は市町村によって異なります。

◎お問合せ先：各市町村の担当課

(5) 奨学金制度

小児がん経験者、がん遺児のための奨学金制度があります。

- ・アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）

「アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金制度」

ホームページ http://www.aflac.co.jp/corp/mesena/mesena_kids_02/

- ・NPO法人J.POSH 日本乳がんピンクリボン運動

「J.POSH奨学金 まなび」

ホームページ <http://www.j-posh.com/about/activity/scholarship/>

◎お問合せ先：各団体または島根県教育庁人権同和教育課（☎0852-22-5432）

(6) その他

●公益財団法人がんの子どもを守る会

がんの子どもを守る会は、1968年10月に小児がんで子どもを亡くした親たちによって、小児がんが治る病気になってほしい、また小児がんの子どもを持つ親を支援しようという趣旨のもとで設立された団体です。子どもの難病である小児がんに関する知識の普及、相談、調査・研究、支援、宿泊施設の運営、その他の事業を行い、社会福祉及び国民保健の向上に寄与することを目的としています。

- ・一般療養費援助（所得制限あり）

抗がん剤の治療を受けている患児の家族への助成です。（一律3万円）

・ **特別療養費援助（所得制限なし）**

医療費以外の療養のために必要な諸経費（付添費、滞在費、遠方からの交通費など）に対する助成です。助成額等は、当療養援助委員会の審査会で決定されます。

・ **宿泊施設の利用制度**

自宅から離れた病院での治療を余儀なくされる患児・家族に対し、安価で長期間滞在できる宿泊施設を提供しています。

・ **奨学金制度**

経済的な理由により高等学校等の教育機関への就学が困難な小児がん経験者及び、がんで主たる生計維持者を亡くしたがん遺児を対象とした奨学金制度です。

◎ **お問合せ先：**

公益財団法人がんの子どもを守る会

本部事務局

〒111-0053 東京都台東区浅草橋1-3-12

☎03-5825-6311（代表）

大阪事務所

〒541-0057 大阪府大阪市中央区北久宝寺町2-3-1

☎06-6263-1333（代表）

ホームページ <http://www.ccaj-found.or.jp/>



津和野町の鷺舞